

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月12日
【届出者の氏名又は名称】	エス・エイチ ジャパン・エルピー (S-H Japan, L.P.)
【届出者の住所又は所在地】	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン) リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマン KY1-9005、ケイマン諸島 (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 岩倉 正和
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 5562-8500 (代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 志賀 裕二 弁護士 田原 吏
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、エス・エイチ ジャパン・エルピーをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社西武ホールディングスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合は、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注11) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、他の法域における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社西武ホールディングス

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けによる対象者の株式の取得及び保有を事業目的として、平成25年2月21日にケイマン諸島法に基づき設立されたりミテッド・パートナーシップ（エス・エイチ ジャパン・エルピー）であり、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）100株を保有しています。

また、公開買付者の特別関係者である14社（以下「既存投資家」といいます。また、公開買付者並びに既存投資家及びその関連事業体を、以下「サーベラス・グループ」と総称します。）は、米国証券取引委員会の登録を受け、直接又はその関連事業体を通じ、数多くのプライベート・インベストメント・ファンド、及びサーベラス・グループによって構成される運用勘定を運営しているデラウェアのりミテッド・パートナーシップであるサーベラス・キャピタル・マネジメント・エルピーの関連事業体であり、本書提出日現在、対象者普通株式を合計110,895,099株保有しています。

すなわち、公開買付者及び既存投資家は、本書提出日現在、合計110,895,199株（対象者の第8期第3四半期報告書（平成25年2月14日提出）に記載された平成24年9月30日現在の発行済みの対象者普通株式の総数である342,124,820株から同四半期報告書に記載された同日現在において対象者が保有する自己株式数66,562株を控除した数である342,058,258株に対する保有株式数の割合にして32.42%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）の対象者普通株式を保有しています。

今般、サーベラス・グループは、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、取締役・監査役の追加選任の提案を通じて、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することにより対象者の企業価値を向上させ、ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益を確保・向上させることが必要であるとの見地から、これを迅速かつ適切に実施するにあたって、対象者の筆頭株主であるサーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示すために、公開買付者による本公開買付けを通じて、対象者普通株式をサーベラス・グループとして若干買い増すことを決定いたしました。

サーベラス・グループは、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、これらの目的を達成するための具体的な施策を策定・推進していきたいと考えており、本公開買付けは、対象者普通株式を若干買い増すものに過ぎず、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものではありません。もっとも、対象者が非上場会社であるものの有価証券報告書提出会社であること、及び、サーベラス・グループが現在保有する議決権保有割合（対象者は平成24年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しているため、第8期第3四半期報告書（平成25年2月14日提出）に記載された平成24年9月30日時点での対象者普通株式に係る議決権の総数（341,817個）に10を乗じて得た数

（3,418,170個）に対する保有議決権の割合をいいます。以下同様です。）が32.44%であり、金融商品取引法上公開買付けによることが必要とされる3分の1の要件に非常に近接していることの結果として、株式の若干の買増しであっても公開買付けの手段を実施することが法律上義務付けられているため、サーベラス・グループは、公開買付者による本公開買付けを通じて、対象者普通株式の当該買増しを行うものです。そして、上記のとおり本公開買付けは対象者普通株式の過半数を取得することを目的とするものではなく、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で行うものであるため、買付予定数の上限をサーベラス・グループによる本公開買付け後の議決権保有割合が36.44%となる株数（124,567,899株）から、サーベラス・グループが保有する株数（110,895,199株）を控除した13,672,700株（議決権保有割合4%）に設定しております。なお、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、本公開買付けにおける対象者普通株式の1株あたりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は1,400円としていますが、後記4(2)記載のとおり、かかる本公開買付価格は対象者の前身である西武鉄道株式会社（以下「西武鉄道」といいます。）の上場廃止前の東京証券取引所における売買株価に対するプレミアムを含んだものであり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様には非上場株式である対象者普通株式の売却の機会を提供するものです。

なお、サーベラス・グループは、本公開買付けの開始に先立ち、平成25年3月6日に対象者の後藤高志代表取締役社長（以下「後藤氏」といいます。）と面談し、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、対象者のコーポレート

・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値向上のための具体的な施策を策定・推進することが必要であるという観点から、(a)対象者普通株式の若干の買増し及び後記(3)の取締役の追加選任の提案を行う意向であること、並びに、(b)対象者普通株式の買増しについては対象者が有価証券報告書提出会社であることの帰結として法令上の義務に従い公開買付けの方法による予定であることを直接伝えました。

対象者による意見表明は、法の定める期間内において、対象者の正式な意思決定手続を経てなされるものであるため、サーベラス・グループによる上記提案に対する対象者の正式な見解は現時点では得られておりません。しかしながら、本公開買付けは、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものではなく、取締役・監査役の追加選任を通じて対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することにより、対象者の企業価値を向上させることを目的とするものです。サーベラス・グループとしては、本公開買付けは対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益の確保・向上に資するものであると強く確信しており、対象者が本公開買付けに対して賛同の意見を表明して頂けるものであると強く期待しております。そして、サーベラス・グループは、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で本公開買付けを行うものであり、平成25年6月に予定されている対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に向けて、対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様に対して、サーベラス・グループのかかる意思を可能な限り速やかにお伝えすべきであると考え、上記提案に対する対象者の返答を得られる前に、本公開買付けを開始することを決定いたしました。繰り返しになりますが、サーベラス・グループとしては、対象者の意見表明に係る法定の期間内において、対象者がサーベラス・グループの意図を十分に理解され、賛同の意見表明をして頂けるものであると強く期待しております。

(2) 対象者とサーベラス・グループとの関係

対象者は、西武鉄道や株式会社プリンスホテル（以下「プリンスホテル」といいます。）を初めとする50社以上の事業会社の経営管理及び経営戦略の策定等を行い、当該事業会社を通じて、都市交通・沿線事業、ホテル・レジャー事業、及び不動産事業等幅広い事業を統括しております。平成24年3月期における対象者の連結営業収益は438,358百万円（百万円未満切捨て）でした。

対象者の前身である西武鉄道は、平成16年10月13日に、有価証券報告書の虚偽記載があったことを公表し、同社の普通株式は、同年12月17日に上場廃止になりました。

その後、西武鉄道、株式会社コクド（以下「コクド」といいます。）、及びプリンスホテルを含む西武グループは、上記上場廃止を受け、平成17年8月10日、持株会社方式による一体再生を目指し、その中で、企業価値の極大化に不可欠な設備投資を賄う等の目的で資本提携先の選定を進めることを公表しました。そして、西武グループは、かかる資本提携先の選定プロセスにおいて、①西武鉄道、コクド、及びプリンスホテルの企業価値に対する高い評価、②企業再生に関する取り組み実績、③運輸及びホテル・リゾート・不動産事業等西武グループの幅広い事業特性への十分な理解、④鉄道事業の公共性、従業員・地域経済との良好な関係に対する高い意識、⑤グループ事業の価値向上に対する貢献期待の大きさ、並びに、⑥事業パートナーとして信頼関係を構築できるかという点を総合的に勘案し、西武鉄道、コクド、及びプリンスホテルの事業パートナーに相応しい資本提携先として、サーベラス・グループを後藤氏を含む対象者の経営陣の意思に基づき選定するに至りました。

そして、サーベラス・グループは、平成18年1月31日、西武建設株式会社から西武鉄道の普通株式5,795,000株を1株あたり919円の譲渡価格で譲受け、またコクドの普通株式3,963株を1株あたり22,398,787円の払込価格で第三者割当増資によって引き受けたことにより、西武グループへ資本参加いたしました。その後、同年2月1日にプリンスホテルがコクドを吸収合併し、同月2日にプリンスホテルが株式交換によって西武鉄道を完全子会社化し、同月3日にプリンスホテルが株式移転によって対象者を設立したことによって、サーベラス・グループは、対象者の総議決権の約30%に相当する数の対象者普通株式を取得しました。なお、上記組織再編に伴って、西武鉄道の普通株式1株には対象者普通株式1株が、コクドの普通株式1株には対象者普通株式24,373株が割り当てられています。また、サーベラス・グループは、平成19年7月、対象者普通株式8,510,000株を1株あたり1,175円の譲渡価格で第三者からの譲受によって追加取得し、これにより対象者の総議決権の32.44%に相当する数の対象者普通株式を保有するに至りました。

サーベラス・グループが対象者に出資した当時においては、対象者は、過重な債務負担、主要ホテルの経営の長期間に亘る落ち込み、上記の組織再編に関する訴訟の係属、そしてマクロ経済環境の悪化等の危機的な状況にありました。そこで、サーベラス・グループは、平成18年に対象者に出資して以降、対象者の経営陣と協力して、最良の経営改善目標を策定した上で、これを達成すべく真摯に取り組んで参りました。具体的には、出資時から対象者及びそのグループ会社に対して複数の取締役を派遣し、また、対象者及びそのグループ会社の経営陣及び実務担当者との経営戦略等についての協議及び提案を行うなどして、継続的に支援及び助言等を行ってきました。中でも特筆すべきは、サーベラス・グループは、対象者に対して、ゼネラル・エレクトリック・カンパニーのシニア・ヴァイス・プレジデント、GEトランスポーテーションシステム

ズ及びGEパワーシステムズのCEO（最高経営責任者）兼社長、ホーム・デポ及びクライスラーモータースのCEO（最高経営責任者）兼会長を歴任するなど、数多くの著名な国際的企業を牽引してきたロバート・ナルデリ氏、CSXトランスポートの元シニア・エグゼクティブであり、現西武鉄道の取締役であるランディ・エバンス氏、ホリデーリタイアメントの元COO（最高業務執行責任者）、ペールリゾーツホスピタリティの元社長、マリOTTインターナショナルの元ヴァイス・プレジデントであり、現プリンスホテルの取締役であるスタン・ブラウン氏等の世界的に著名であり、かつ経験豊かな国際的な経営の専門家等を派遣して、後藤氏を含む対象者及びそのグループ会社の経営陣及び実務担当者と経営戦略等についての協議及び提案を行い、対象者がかかる目標を達成しかつ超えられるように継続的に支援及び助言を行って参りました。

このように、サーベラス・グループは、平成18年に対象者に対して出資を行って以来、今日に至るまで、長期に亘り、対象者の筆頭株主として、取締役や経営の専門家の派遣を通じて対象者の企業価値の向上に向けた支援及び助言を行い、対象者との間で良好かつ緊密な関係を構築して参りました。

(3) 本公開買付けの目的及び本公開買付け成立後の経営方針等

このような状況の下、対象者は、平成24年3月1日、3ヶ年計画である「西武グループ中期事業計画」を公表し、「厳しい事業環境が今後も続くことを想定して、長期的な事業基盤の確立とグループの強みを絶対的な強みへと強化・成長させていくために、更なる効率性の追求を主軸とした取り組みと、既存事業とのシナジー創出を目的とした新たなビジネスモデルの育成に努める」ことを宣言しました。

サーベラス・グループとしても、かかる中期事業計画の達成が対象者の企業価値ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等全てのステークホルダーの皆様の利益の向上につながるものと考えており、当該中期事業計画の初年度にあたる平成24年度の公表済み業績予想も対象者の現経営陣の下で達成されるものと期待しています。そして、サーベラス・グループとしては、同計画の実現をより確実なものとし、それに加えて対象者の更なる企業価値の向上を図るためには、その前提として、十分なコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムを構築した上で、対象者が保有する幅広い分野における極めて価値の高い事業や資産を最大限有効活用し、その本源的・潜在的価値を十分に引き出すことが必要であると考えています。

そこで、サーベラス・グループは、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上を迅速かつ効果的に実行するための具体的な施策を策定・推進するに際しては、現経営陣がこれまでに培ってきた知見やリーダーシップに加え、多種多様な専門的知見や経験を有する取締役・監査役に新たに経営陣に参加して頂き、その知見や経験に裏打ちされた独自の視点で、現経営陣とは異なる立場での徹底した議論に基づき、真に対象者の企業価値ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等全てのステークホルダーの皆様の利益に資する経営判断を行うことが最善の方法であり、そのためには、本定時株主総会において、かかる専門的知見及び経験を有する取締役・監査役を対象者の現経営陣に追加して選任することが有益かつ適切であると考えに至りました。現時点においては、サーベラス・グループは、元金融庁長官であり、元株式会社プライスウォーターハウスクーパース総合研究所理事長である五味廣文氏、元日本郵政公社総裁であり現株式会社商船三井相談役である生田正治氏、元日興シティグループ証券株式会社取締役会長であり現株式会社あおぞら銀行取締役である白川祐司氏の合計3名を対象者の取締役として推薦する予定であり、各候補者から既に内諾を得ております。これらの候補者は、何れもそれぞれの専門分野に関する卓越した専門的知見と深い経験を有する方々であり、サーベラス・グループとしては、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の更なる向上を目指す上で最適人材であると確信しております。また、サーベラス・グループは、これらの取締役候補者の他に、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上に最適であると考えられる取締役・監査役の追加選任の提案を行う予定であり、これらの候補者の追加選任により対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制全体の改善・強化及びその持続的な発展並びに企業価値の確保・向上を実現させることを企図しております。なお、サーベラス・グループは、本定時株主総会におけるこれらの候補者の対象者の取締役・監査役への選任のために、必要に応じて会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に基づく株主提案権を行使することを検討しております。

このように、サーベラス・グループは、新たな取締役・監査役の追加選任を通じて対象者に対して今後も更なる支援と助言等を行うことが、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上、ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益の確保・向上に繋がると考え、また、取締役・監査役の追加選任の提案に際してはサーベラス・グループによる株主としての対象者の経営への関与を高めることが妥当であると考えたことから、本公開買付けを通じて対象者普通株式を買い増すことを決定いたしました。なお、サーベラス・グループは、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、取締役・監査役の追加選任を通じた対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上のための具体的な施策を策定・推進していきたいと考えており、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものではなく、サーベラス・グループが対象者

に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で本公開買付けを行うものであるため、買付予定数の上限をサーベラス・グループによる本公開買付け後の議決権保有割合が36.44%となる株数（13,672,700株・議決権保有割合4%）に設定しております。なお、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、本公開買付け成立後における対象者普通株式の追加取得の有無につきましては、現時点では検討していません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（１）【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年3月12日（火曜日）から平成25年4月23日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	平成25年3月12日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金1,400円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券	—
株券等預託証券	—
算定の基礎	公開買付者は、以下の手法を用いて、本公開買付価格を決定いたしました。 本公開買付価格の検討に際して、公開買付者は、先ずは市場株価を参照することとし、対象者普通株式は、現在においては証券取引所に上場されていませんが、対象者の前身である西武鉄道の普通株式（以下「西武鉄道普通株式」といいます。）は過去に上場されていたことから、東京証券取引所における西武鉄道普通株式の売買価格を参照いたしました。 すなわち、西武鉄道は、平成16年10月13日（以下「不正公表日」といいます。）の東京証券取引所における取引終了後に、有価証券報告書の虚偽記載があったことを公表し、西武鉄道普通株式は、同年12月17日（以下「上場廃止日」といいます。）に上場廃止になりました。 その後、対象者は、平成18年2月の西武鉄道の組織再編によって設立されたところ、当該組織再編に際して、西武鉄道普通株式 1 株に対して、対象者普通株式 1 株が割り当てられています。 そのため、本公開買付価格の検討に際しては、上場廃止になる前の時点の西武鉄道普通株式の東京証券取引所における売買価格を参照いたしました。 そして、西武鉄道普通株式の東京証券取引所における直近の売買価格である、上場廃止日（平成16年12月17日）における西武鉄道普通株式の東京証券取引所での売買に係る終値は 1 株当たり485円であり、本公開買付価格は、この価格に対して188.66%のプレミアムを付すものです。 また、西武鉄道普通株式の株式価値に重大な影響を与えた可能性がある上記有価証券報告書の虚偽記載の公表の直前の売買価格である、不正公表日（平成16年10月13日）における西武鉄道普通株式の東京証券取引所での売買に係る終値は 1 株当たり1,081円であり、本公開買付価格は、この価格に対して29.51%のプレミアムを付すものです。なお、対象者が、対象者の単元未満株主から対象者株式を買い取る際の買取価格は、本書提出日前日において対象者により 1 株1,175円と設定されていることを対象者に確認しており、本公開買付価格は、この価格に対して19.15%のプレミアムを付すものです。 公開買付者は、上場廃止になる前の時点の西武鉄道普通株式の東京証券取引所における売買価格等に対するプレミアムに加え、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を1,400円と決定いたしました。 なお、公開買付者は、平成25年3月7日、プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ（Promontoria Japan Holding II B.V. (KH)）から、対象者普通株式100株を 1 株あたり備忘価格である 1 円で取得していますが、これは同社が公開買付者の特別関係者であることによるものであり、本公開買付けに際しての株価の算定には参考になりません。

算定の経緯	対象者の前身である西武鉄道の普通株式は、平成16年12月17日に上場廃止になりました。その後、西武グループは、平成17年8月10日、持株会社方式による一体再生を目指し、その中で、企業価値の極大化に不可欠な設備投資を賄う等の目的で資本提携先の選定を進めることを公表し、事業パートナーに相応しい資本提携先として、サーベラス・グループを後藤氏を含む対象者の経営陣の意思に基づき選定するに至りました。 そして、サーベラス・グループは、平成18年1月31日、西武建設株式会社から西武鉄道の普通株式5,795,000株を1株あたり919円の譲渡価格で譲受け、またコクドの普通株式3,963株を1株あたり22,398,787円の払込価格で第三者割当増資によって引き受けたことにより、西武グループへ資本参加いたしました。その後、同年2月1日にプリンスホテルがコクドを吸収合併し、同月2日にプリンスホテルが株式交換によって西武鉄道を完全子会社化し、同月3日にプリンスホテルが株式移転によって対象者を設立したことによって、サーベラス・グループは、対象者の総議決権の約30%に相当する数の対象者普通株式を取得しました。なお、上記組織再編に伴って、西武鉄道の普通株式1株には対象者普通株式1株が、コクドの普通株式1株には対象者普通株式24,373株が割り当てられています。また、サーベラス・グループは、平成19年7月、対象者普通株式8,510,000株を1株あたり1,175円の譲渡価格で第三者からの譲受によって追加取得し、これにより対象者の総議決権の32.44%に相当する数の対象者普通株式を保有するに至りました。 そして、サーベラス・グループは、平成18年に対象者に対して出資を行って以来、今日に至るまで、長期に亘り、対象者の筆頭株主として、取締役や経営の専門家の派遣を通じて対象者の企業価値の向上に向けた支援及び助言を行い、対象者との間で良好かつ緊密な関係を構築して参りました。 サーベラス・グループは、本公開買付けの開始に先立ち、平成25年3月6日に対象者の後藤氏と面談し、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値向上のための具体的な施策を策定・推進することが必要であるという観点から、(a)対象者普通株式の若干の買増し及び取締役の追加選任の提案を行う意向であること、並びに、(b)対象者普通株式の買増しについては対象者が有価証券報告書提出会社であることの帰結として法令上の義務に従い公開買付けの方法による予定であることを直接伝えました。 対象者による意見表明は、法の定める期間内において、対象者の正式な意思決定手続を経てなされるものであるため、サーベラス・グループによる上記提案に対する対象者の正式な見解は現時点では得られておりません。しかしながら、本公開買付けは、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものではなく、取締役・監査役の追加選任を通じて対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することにより、対象者の企業価値を向上させることを目的とするものです。サーベラス・グループとしては、本公開買付けは対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益の確保・向上に資するものであると強く確信しており、対象者が本公開買付けに対して賛同の意見を表明して頂けるものであると強く期待しております。そして、サーベラス・グループは、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で本公開買付けを行うものであり、本定時株主総会に向けて、対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様に対して、サーベラス・グループのかかる意思を可能な限り速やかにお伝えすべきであると考え、上記提案に対する対象者の返答を得られる前に、本公開買付けを開始することを決定いたしました。 以上の経緯を前提として、本公開買付け価格の検討に際して、公開買付者は、まずは市場株価を参照することとし、対象者普通株式は、現在においては証券取引所に上場されていませんが、対象者の前身である西武鉄道の普通株式は過去に上場されていたことから、東京証券取引所における西武鉄道普通株式の売買価格を参照いたしました。
-------	---

	すなわち、西武鉄道は、不正公表日（平成16年10月13日）の東京証券取引所における取引終了後に、有価証券報告書の虚偽記載があったことを公表し、西武鉄道普通株式は、上場廃止日（同年12月17日）に上場廃止になりました。 その後、対象者は、西武鉄道、コクド、及びプリンスホテルの3社の再編の核をなす持株会社として、平成18年2月に設立され、当該組織再編に際して、西武鉄道普通株式1株に対して、対象者普通株式1株が割り当てられています。 そのため、公開買付者は、本公開買付価格の検討に際しては、西武鉄道普通株式の東京証券取引所における売買価格を参照いたしました。 そして、西武鉄道普通株式の東京証券取引所における直近の売買価格である、上場廃止日（平成16年12月17日）における西武鉄道普通株式の東京証券取引所での売買に係る終値は1株当たり485円であり、本公開買付価格は、この価格に対して188.66%のプレミアムを付すものです。 また、西武鉄道普通株式の株式価値に重大な影響を与えた可能性がある上記有価証券報告書の虚偽記載の公表の直前の売買価格である、不正公表日（平成16年10月13日）における西武鉄道普通株式の東京証券取引所での売買に係る終値は1株当たり1,081円であり、本公開買付価格は、この価格に対して29.51%のプレミアムを付すものです。なお、対象者が、対象者の単元未満株主から対象者株式を買い取る際の買取価格は、本書提出日前日において対象者により1株1,175円と設定されていることを対象者に確認しており、本公開買付価格は、この価格に対して19.15%のプレミアムを付すものです。 公開買付者は、上場廃止になる前の時点の西武鉄道普通株式の東京証券取引所における売買価格等に対するプレミアムに加え、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に本公開買付価格を1,400円と決定いたしました。
--	---

（３）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,672,700（株）	－（株）	13,672,700（株）

（注１） 応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２） 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

（注３） 単元未満株式（対象者の1単元の株式数は100株です。）も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

５【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	136,727
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成25年３月12日現在）（個）(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成25年３月12日現在）（個）(g)	1,108,950
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成24年９月30日現在）（個）(j)	3,418,170
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	4.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	36.44

（注１） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数13,672,700株に係る議決権の数を記載しております。

（注２） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成25年３月12日現在）（個）(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

（注３） 対象者は平成24年10月１日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しておりますが、変更後における対象者普通株式に係る議決権の総数は公表されていないため、「対象者の総株主等の議決権の数（平成24年９月30日現在）（個）(j)」は、公表された数値として入手可能な直近の数値である対象者の第８期第３四半期報告書（平成25年２月14日提出）に記載された平成24年９月30日時点での対象者普通株式に係る議決権の総数（341,817個）に10を乗じて得た数（3,418,170個）を記載しております。

（注４） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

６【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

- ② 本公開買付けにおいては、対象者が株券発行会社でないため、株券に代わる株主の地位の証明手段として、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の請求により対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社から発行される株主の保有株数等を証明する書面（以下「保有株数等証明書等」といいます。）を応募書類といたします。なお、本書提出の日である平成25年3月12日以降の時点の株主名簿記載事項を証明している「保有株数等証明書等」をご提出ください（平成25年3月12日より前の時点の株主名簿記載事項を証明する「保有株数等証明書等」では本公開買付けの応募の受付けは行いません。）。

また、対象者は株券発行会社ではないため、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け後に、応募株主等と共同して株主名簿の名義書換を請求しなければなりません。したがって、本公開買付けにおいては、対象者への届出印を押印した（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6か月以内の原本）を添付した）「株式名義書換請求書」を応募書類といたします（上記の形式を具備しない「株式名義書換請求書」では本公開買付けの応募の受付けは行いません。）。

以上のとおり、応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社から発行される平成25年3月12日以降の時点の株主名簿記載事項を証明する「保有株数等証明書等」、並びに当該「保有株数等証明書等」に記載されている株主名及び住所を記載のうえ対象者への届出印を押印した（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6か月以内の原本）を添付した）「株式名義書換請求書」（以下「その他応募書類」といいます。）を添えて、公開買付期間の末日の15時までに、個人の場合には公開買付代理人のカスタマーサポートセンターにおいて、法人の場合で公開買付代理人に口座を有している場合には当該口座の取扱店、法人の場合で公開買付代理人に口座を有しておらず、新規に口座を開設する場合には公開買付代理人の東京法人第一部において応募してください。

なお、応募株主等は応募の時点及び公開買付期間終了時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されている必要があります。当該各時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されていない応募株主等については、本公開買付けの応募の受付けは行いません。

- ③ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。

- ④ 応募株主等は、個人の場合には公開買付代理人に新規に口座を開設していただく必要があり、その際に本人確認書類（注1）が必要になります。また、法人の場合で公開買付代理人に口座を有していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があり、その際に本人確認書類（注1）が必要になります。また、法人の場合で公開買付代理人に口座を有している場合であっても、本人確認書類（注1）が必要な場合があります。

- ⑤ 応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

- ⑥ 日本の居住者である個人株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

- ⑦ 外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募してください。また、本人確認書類（注1）が必要になります。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・・・・・・ 住民票の写し（6か月以内に作成された原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの）

法人・・・・・・・・ 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6か月以内に作成されたもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主等・・ 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主等の場合）

日本の居住者である個人株主等の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等につきましては、株主等の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家その他の専門家にご確認ください。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の15時必着にて、個人の場合には下記に指定する者のカスタマーサポートセンター、法人の場合で下記に指定する者に既に口座を有している場合には当該口座の取扱店、法人の場合で下記に指定する者に口座を新規に開設する場合には下記に指定する者の東京法人第一部に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約を解除する旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を送付してください。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までには下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により、その他応募書類を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

８【買付け等に要する資金】**（１）【買付け等に要する資金等】**

買付代金（円）(a)	19,141,780,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	270,000,000
その他(c)	10,000,000
合計(a)+(b)+(c)	19,421,780,000

（注１） 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（13,672,700株）に本公開買付価格（1,400円）を乗じて得られた金額を記載しております。

（注２） 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

（注３） 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

（注４） その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

（注５） 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（２）【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】**①【届出日の前々日又は前日現在の預金】**

種類	金額（千円）
プライムブローカレッジ預金口座	20,000,000
計(a)	20,000,000

②【届出日前の借入金】**イ【金融機関】**

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

20,000,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(2)【決済の開始日】

平成25年5月20日（月曜日）

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」に記載の条件に基づき応募株券等の一部を買付けないこととなった場合には、公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（13,672,700株）を超える部分については、買付け等を行いません。なお、対象者は株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。また、その他応募書類についても、応募株券等の一部について買付け等を行うため、返還されません。

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要なその他応募書類を、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、撤回等を行った日以後速やかに、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）への交付若しくは応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地への郵送により返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）を超える場合は、そのを超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元（100株）未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の端数の部分がある場合は当該1単元未満の端数）減少させるものとします。但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至チ及びヲ乃至ツ、第2号、第3号イ乃至ト及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、その他応募書類の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但し書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本書その他本公開買付けに関連する資料の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。本書その他本公開買付けに関連する資料を入手する方は、かかる制約について自ら了知しその居住する法域における関連する一切の制約を遵守することが、公開買付者により要求されます。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

該当事項はありません。

2【会社以外の団体の場合】

(エス・エイチ ジャパン・エルピー)

(1)【団体の沿革】

エス・エイチ ジャパン・エルピーは、平成25年2月21日付で、ケイマン諸島法に基づき組成及び登録された、プロモントリア・ホールディング・フィフティースックス・ビー・ヴィー (Promontoria Holding 56 B.V.) を有限責任組合員、エス・エイチ ジャパン・ジーピー・エルエルシー (S-H Japan GP, LLC) を無限責任組合員とするリミテッド・パートナーシップです。

(2)【団体の目的及び事業の内容】

団体の目的

対象者普通株式の取得及び保有

事業の内容

投資業

(3)【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

氏名又は名称	住所又は所在地	出資額
エス・エイチ ジャパン・ジーピー・エルエルシー	インタートラスト・コーポレート・サービス (ケイマン) リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマンKY1-9005、ケイマン諸島	200,000,000円
プロモントリア・ホールディング・フィフティースックス・ビー・ヴィー	オランダ王国バールン市 3743ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ16	19,800,000,000円

(4)【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】

(平成25年3月12日現在)

役名	職名	氏名 (生年月日)	職歴	
ジェネラル・パートナー	本人	エス・エイチ ジャパン・ジーピー・エルエルシー	平成25年2月21日	アメリカ合衆国デラウェア州法に基づきリミテッドライアビリティーカンパニーとして設立される。
	マネージング・メンバー	スティーブン・エー・ファインバーグ (昭和35年3月29日生)	平成4年8月	サーベラス・キャピタル・マネジメント・エルピーを設立 (シニア・マネージング・ディレクター)
			平成25年2月21日	エス・エイチ ジャパン・ジーピー・エルエルシーのマネージング・メンバーに就任

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,108,951 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,108,951	—	—
所有株券等の合計数	1,108,951	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,108,950 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1,108,950	—	—
所有株券等の合計数	1,108,950	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	サーベラス・ジャパン・インスティテューショナル・ホールディング・ビー・ヴィー (Saberasu Japan Institutional Holding B.V.)
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 ヴァン ブリエット、ヤスパー ヤン (van Vliet, Jasper Jan) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ワン・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 1 B.V. (SJH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 ヴァン ビーク、ヨハン クリストフィール アンソニー (van Beek, Johan Christoffel Anthonie) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 2 B.V. (SJH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 ホーゲンkamp、デルク アルベルト ヤン (Hoogenkamp, Derk Albert Jan) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 3 B.V. (SJH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 コーテウェグ、ピーター (Korteweg, Pieter) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・フォー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 4 B.V. (SJIH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 ニールブールト、エバート ヤン (Neervoort, Evert Jan) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ファイブ・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 5 B.V. (SJIH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 サンガース、ジャージェン (Sangers, Jurjen) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・シックス・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 6 B.V. (SJIH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 カレン、ヨセフス マリア ヨハネス (Kallen, Josephus Maria Johannes) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・セブン・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 7 B.V. (SJIH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 シッパー、ジェラルダス ヨハネス (Schipper, Gerardus Johannes) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding II B.V. (KH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 ホーゲンkamp、デルク アルベルト ヤン (Hoogenkamp, Derk Albert Jan) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding III B.V. (KH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 コーテウェグ、ピーター (Korteweg, Pieter) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・フォー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding IV B.V. (KH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 ニールブールト、エバート ヤン (Neervoort, Evert Jan) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ファイブ・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding V B.V. (KH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 サンガース、ジャージェン (Sangers, Jurjen) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・シックス・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding VI B.V. (KH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 カレン、ヨセフス マリア ヨハネス (Kallen, Josephus Maria Johannes) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

(平成25年3月12日現在)

氏名又は名称	プロモントリア・ジャパン・ホールディング・セブン・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding VII B.V. (KH))
住所又は所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
職業又は事業の内容	投資業
連絡先	連絡者 シッパー、ジェラルデス ヨハネス (Schipper, Gerardus Johannes) 連絡場所 オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands) 電話番号 31-35-548-8713
公開買付者との関係	公開買付者であるエス・エイチ ジャパン・エルピーとの間で共同して対象者の株券等を処分すること等を合意している者

②【所有株券等の数】

サーベラス・ジャパン・インスティテューショナル・ホールディング・ビー・ヴィー
(Saberasu Japan Institutional Holding B.V.)

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	170,721 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	170,721	—	—
所有株券等の合計数	170,721	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ワン・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding 1 B.V. (SJH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	200,922 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	200,922	—	—
所有株券等の合計数	200,922	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding 2 B.V. (SJH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	193,160 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	193,160	—	—
所有株券等の合計数	193,160	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding 3 B.V. (SJH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	284,566 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	284,566	—	—
所有株券等の合計数	284,566	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・フォー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding 4 B.V. (SJIH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	24,970 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	24,970	—	—
所有株券等の合計数	24,970	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ファイブ・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding 5 B.V. (SJIH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	34,964 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	34,964	—	—
所有株券等の合計数	34,964	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・シックス・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding 6 B.V. (SJIH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	61,242 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	61,242	—	—
所有株券等の合計数	61,242	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・セブン・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding 7 B.V. (SJIH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	53,306 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	53,306	—	—
所有株券等の合計数	53,306	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding II B.V. (KH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	9,590 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	9,590	—	—
所有株券等の合計数	9,590	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding III B.V. (KH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	14,130 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	14,130	—	—
所有株券等の合計数	14,130	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・フォー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ

(Promontoria Japan Holding IV B.V. (KH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4,262 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	4,262	—	—
所有株券等の合計数	4,262	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ファイブ・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ

(Promontoria Japan Holding V B.V. (KH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5,967 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	5,967	—	—
所有株券等の合計数	5,967	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・シックス・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding VI B.V. (KH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	40,619 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	40,619	—	—
所有株券等の合計数	40,619	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

プロモントリア・ジャパン・ホールディング・セブン・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ
(Promontoria Japan Holding VII B.V. (KH))

(平成25年3月12日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	10,531 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10,531	—	—
所有株券等の合計数	10,531	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding II B.V. (KH))	普通株式		100株	100株減少
公開買付者	普通株式	100株		100株増加

(注) 公開買付者は、平成25年3月7日、関連事業体であるプロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding II B.V. (KH)) から、1株あたり備忘価格である1円にて、対象者普通株式100株を取得しました。

３【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

特別関係者が現在保有している対象者普通株式には、以下の質権が設定されています。

質権設定者の氏名又は名称	設定日	質権の対象となる株式の数
サーベラス・ジャパン・インスティテューショナル・ホールディング・ビー・ヴィー (Saberasu Japan Institutional Holding B.V.)	平成23年 1 月31日	17,072,199株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ワン・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 1 B.V. (SJH))	平成23年 1 月31日	20,092,200株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 2 B.V. (SJH))	平成23年 1 月31日	19,316,000株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 3 B.V. (SJH))	平成23年 1 月31日	28,456,600株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・フォー・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 4 B.V. (SJIH))	平成23年 1 月31日	2,497,000株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ファイブ・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 5 B.V. (SJIH))	平成23年 1 月31日	3,496,400株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・シックス・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 6 B.V. (SJIH))	平成23年 1 月31日	6,124,200株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・セブン・ビー・ヴィー・エス・ジェイ・アイ・エイチ (Promontoria Japan Holding 7 B.V. (SJIH))	平成23年 1 月31日	5,330,600株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding II B.V. (KH))	平成23年 1 月31日	959,000株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・スリー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding III B.V. (KH))	平成23年 1 月31日	1,413,000株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・フォー・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding IV B.V. (KH))	平成23年 1 月31日	426,200株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ファイブ・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding V B.V. (KH))	平成23年 1 月31日	596,700株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・シックス・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding VI B.V. (KH))	平成23年 1 月31日	4,061,900株
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・セブン・ビー・ヴィー・ケイ・エイチ (Promontoria Japan Holding VII B.V. (KH))	平成23年 1 月31日	1,053,100株

４【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第４【公開買付者と対象者との取引等】**１【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】**

該当事項はありません。

２【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

対象者の株式は、金融商品取引所に上場されておきませんので、該当事項はありません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数（単位）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 平成23年6月23日関東財務局長に提出

事業年度 第7期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 平成24年6月22日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第8期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日） 平成25年2月14日関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本書提出日（平成25年3月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を平成24年11月21日に関東財務局長に提出

対象者は、平成24年11月21日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しております。当該臨時報告書の内容は、以下のとおりです。なお、以下の本文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 [提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの

- ① サーベラス・ジャパン・ホールディング・ビー・ヴィー
- ② サーベラス・ジャパン・インスティテューショナル・ホールディング・ビー・ヴィー

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

① サーベラス・ジャパン・ホールディング・ビー・ヴィー

	当該主要株主の所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	678,648個	19.84%
異動後	0個	—

② サーベラス・ジャパン・インスティテューショナル・ホールディング・ビー・ヴィー

	当該主要株主の所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	345,203個	10.09%
異動後	170,721個	4.99%

(注) 1 平成24年10月1日付で1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

2 所有議決権の数は、1単元の株式数を100株として算出しております。

3 総株主等の議決権の数に対する割合は、平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数を1単元の株式数を100株として括り直して計算した数により算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成24年11月20日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 50,000百万円

発行済株式総数 普通株式 342,124,820株

④【訂正報告書】

該当事項はありません。

- (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】
株式会社西武ホールディングス
(東京都豊島区南池袋一丁目16番15号)

5 【その他】

該当事項はありません。